

四日市市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成5年4月26日

四日市市告示第157号

(趣旨)

第1条 地元業者の健全な育成に資するため、共同企業体制度を確立し、大規模工事、特殊工事についても受注の機会を与えるとともに経営の合理化、技術水準の向上を目途に共同企業体の結成を推進する。

(目的)

第2条 この要綱は、市の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格その他必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、技術的難度が高い工事あるいは大規模な工事に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、また、地元業者の健全な育成を図るため、市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

第4条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 構成員の数

構成員となる企業数は、2又は3とする。ただし、特に大規模かつ多数の工種にわたり、技術力を結集する必要があるものについて、市長が認める場合はこの限りでない。

(2) 入札参加資格

特定建設工事共同企業体として入札参加資格申請を行おうとするものは、構成員の全員が市の請負工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 営業年数

入札参加資格申請を行おうとする建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

(4) 出資比率

第7条第3項本文に規定する特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。なお、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。

(対象工事)

第5条 特定建設工事共同企業体で施工する工事（以下「特定工事」という。）の規模は、工事設計金額が概ね、建築工事にあつては7億円以上、土木工事にあつては3億円以上とする。ただし、単独企業による施工が確保できると認められる場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、工事の規模、内容等を勘案し、共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができるものとする。

(特定工事の決定)

第6条 特定工事は、工事の規模、内容等を総合的に勘案のうえ、四日市市請負工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮って決定するものとする。

(結成の方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 構成員は、同一工事につき2以上の特定建設工事共同企業体に参加することはできない。

3 特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、原則として、国土交通省指導の共同施行方式（甲型）によるものとする。ただし、この方式によらない場合は、審査会に諮って決定するものとする。

(受付)

第8条 特定建設工事共同企業体は、入札参加資格の申請を行おうとするときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）

(3) 委任状（第2号様式）

(4) 使用印鑑届（第3号様式）

(共同企業体の入札参加資格審査)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに参加資格の審査を行ない、審査結果を代表者に通知するものとする。ただし、参加資格があると認めた者に対しては、省略することができる。

(存続期間)

第10条 契約の相手方となった特定建設工事共同企業体は、特定工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当該特定工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(調査)

第11条 市は、特定建設工事共同企業体制度の確立と定着を図るため管理及び施工状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該特定建設工事共同企業体にあらかじめ通知をして実施するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 特別共同企業体取扱要領（昭和52年制定）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 2 月 4 日告示第 88 号）

この要綱は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日告示第 203 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 31 日告示第 25 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 2 日告示第 26 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 6 日告示第 155 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の四日市市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱は、この要綱の施行の日以後に公告される入札に係る工事から適用し、同日前に公告された入札に係る工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 4 日告示第 214 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 199 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1)四日市市発注に係る_____（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負に関すること。
(2)前号に附帯する事業に関すること。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、_____年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____	_____%
_____	_____%
_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引を行うものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき引き渡された工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

_____は、上記のとおり

_____特定建設工事共同企業体を結成したので、

その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通を四日市市

に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

使用印鑑届

年 月 日

次の印鑑を使用します。

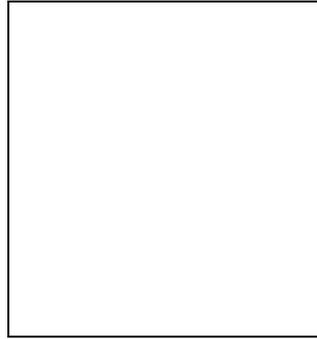
共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

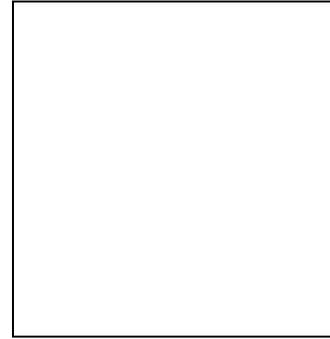
住 所

商号又は名称

代表者職氏名



(社 印)



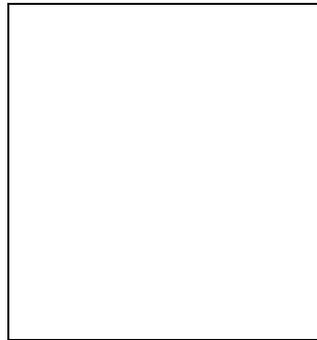
(代表者印)

共同企業体構成員

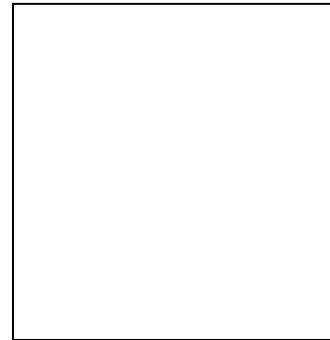
住 所

商号又は名称

代表者職氏名



(社 印)



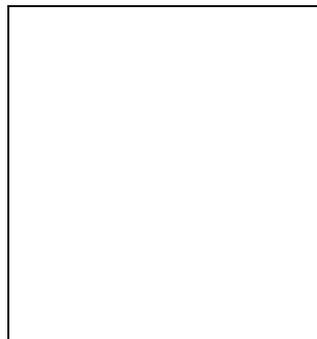
(代表者印)

共同企業体構成員

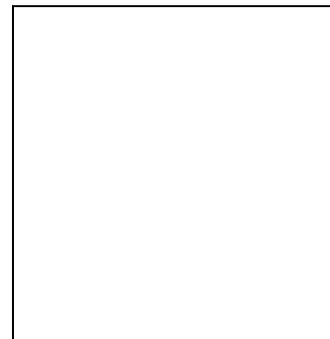
住 所

商号又は名称

代表者職氏名



(社 印)



(代表者印)

第2号様式

委任状

年 月 日

四日市市長 あて

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の者を代理人と定め、_____における
次に掲げる一切の権限を委任する。

受 任 者

共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

委 任 事 項

1. 契約金、保証金の請求受領に関すること。
2. 復代理人を選任すること。